

# Ⅲ地域保健福祉課

業務概要	34
1 保健師関係指導事業	34
2 母子保健事業	38
3 成人・老人保健事業	45
4 一人ひとりに応じた健康支援事業	45
5 総合的な自殺対策推進事業	46
6 地域・職域連携推進事業	46
7 栄養改善事業	49
8 歯科保健事業	58
9 精神保健福祉事業	59
10 肝炎治療特別促進事業	66
11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	66
12 難病対策事業	67
13 受動喫煙対策	76
14 市町村支援	77
15 福祉関係事業	78

### Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、県民の一人ひとりが生涯を健やかで心豊かに暮らせるよう、住民に対し効果的な保健福祉サービスを推進するため管内関係機関と連携を図りながら、以下の事業を実施している。

地域保健として、保健師関係指導事業、母子保健事業、成人・老人保健事業、栄養改善事業、地域・職域連携推進事業、精神保健福祉事業、難病対策事業等を、地域福祉としては、児童福祉、ひとり親家庭等福祉、障害児・者福祉、高齢者福祉、配偶者暴力支援センター事業等を行っている。

新型コロナウイルス感染症対応については、全所体制を敷く必要があったことから、地域保健福祉課では新規感染者の患者調査や電話対応、野田地域感染症情報ネットワークシステムによる感染症情報の配信等を担うとともに、健康危機管理推進事業として、管内の看護管理者会議や保健師業務連絡協議会及び医療機関等関係機関を対象に研修会を開催した。

令和5年5月8日に、感染症法上の「5類感染症」と位置付けられ、保健所における通常業務の回復を目指して、各種業務の遂行に当たった。

#### 1 保健師関係指導事業

管内市や関係機関と連携し、保健活動の窓口として地域の調整・支援を行い、広域的・専門的な保健指導業務を行った。

また、保健師の資質向上のため、管内や所内保健師活動状況を把握し研究会や会議を開催し、現任教育に取り組んでいる。

##### (1) 管内概況

管内保健師就業数は、保健所（健康福祉センター）5名（地域保健福祉課2、健康生活支援課3）、野田市31（保健センター23、福祉4、介護保険3、その他1）である。

表1－(1) 管内保健師就業状況（令和5年4月1日現在）（単位：人）

区分 年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和3年度	37	6	25	3	3	0
令和4年度	37	5	24	3	4	1
令和5年度	36	5	23	4	3	1

(2) 保健所保健師活動

地域住民に対し保健活動を効果的に提供するために、各機関と連携を図り保健師活動を展開した。地域保健福祉課では慢性疾患を有する児とその家族・難病等を、健康生活支援課では感染症・結核を対象に家庭訪問、個別指導等の地区活動を実施した。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況 (令和6年3月31日現在)

(単位：件)

種別	区分		訪問以外の保健指導				個別の連携 ・連絡調整
	家庭訪問		面 接		電 話	メー ル	
	実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数 (再掲：会議)
総 数	100	214	82	122	1,088	250	746
感 染 症	39	45	39	42	520	217	56
結 核	37	112	21	38	310	0	435
精 神 障 害	0	0	0	0	0	0	0
長 期 療 養 児	9	13	11	11	116	8	59
難 病	13	42	11	31	136	25	196
生 活 習 慣 病	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 疾 病	0	0	0	0	0	0	0
妊 産 婦	0	0	0	0	0	0	0
低 出 生 体 重 児	0	0	0	0	0	0	0
( 未 熟 児 )	0	0	0	0	0	0	0
乳 幼 児	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	2	2	0	0	6	0	0
訪 問 延 世 帯 数	100	214					

(3) 保健師関係研修（研究）会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1－(3)－ア 管内保健師業務連絡研究会

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和5年5月15日	感染症	1 職員紹介（新規採用者・異動者等） 2 本研究会の年間計画 3 今年度の事業紹介 4 情報提供 「新型コロナウイルス感染症5類移行に際して」	23
令和5年10月20日	母子保健	講演 「子どもの目の発達について」 講師 千葉県こども病院医療局診療部 眼科部長 平野 香織 先生 ・目の発達・視力検査方法 ・屈折の異常 ・デジタルデバイスの諸問題 （近視への影響、斜視への影響、ブルーライト） ・その他よくある問題 （先天性睫毛内反射、先天性鼻涙管閉塞症等）	16
令和6年3月21日	産業保健	1 講演 「産業保健看護職に求められる知識と活動の実際 ～地域職域連携から産業保健看護職の役割、 現状の課題について～」 講師 労働衛生コンサルタント事務所 PHN 代表 高清水 幸美 氏 2 グループワーク	8

イ 所内保健師研究会

表1－(3)－イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和5年4月19日	1 保健師現任教育について (1) 新任保健師紹介 (2) メンター制度、プリセプター制度について 2 各課の業務について	6
令和5年9月7日	1 現任教育中間評価について 2 医療機関立ち入り検査について（看護部門） 3 各課の業務について	8
令和6年3月19日	1 現任教育最終評価 2 令和5年度事業実績評価・令和6年度の事業計画について 3 各課の業務について	7

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1-(3)-ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
	※令和5年度は松戸保健所にて実施	

エ その他 健康危機管理推進研修会

表1-(3)-エ その他 健康危機管理推進研修会

開催年月日	主な内容	参加人員
令和6年3月18日	情報提供「地域の医療救護体制について」 野田保健所長 新 玲子 討議「各施設から災害時の備えに関する状況報告」 座長 小張総合病院 看護部長 米山 あゆみ 氏 講演「医療機関として災害に対し備えること」 講師 公益財団法人日本医療機能評価機構 参与 浅田 光博 氏 (看護管理者研修会と合同開催)	37

(4) 管内看護管理者研修会

表1-(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和6年3月18日	情報提供 「地域の医療救護体制について」 野田保健所長 新 玲子 討議 「各施設から災害時の備えに関する状況報告」 座長 小張総合病院 看護部長 米山 あゆみ 氏 講演 「医療機関として災害に対し備えること」 講師 公益財団法人日本医療機能評価機構 参与 浅田 光博 氏 (健康危機管理推進研修会と合同開催)	37

## 2 母子保健事業

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、野田市及び関係機関と連携し、例年、母子保健推進協議会をはじめとする母子保健事業、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、思春期保健事業などを実施している。

### (1) 母子保健推進協議会

野田保健所管内の母子保健事業の推進のため、関係機関との連携・調整を図り共通課題について検討した。麻しん対策をテーマとし、5年ぶりに協議会を開催した。

表2－(1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和6年1月17日	23名	テーマ 「麻しん対策～確定診断前から始める感染拡大防止策～」 (1) 麻しん対策に係る基礎情報 (2) 麻しんアウトブレイク事例紹介 (3) 麻しん対応（平常時・発生時）

### (2) 母子保健従事者研修会

野田保健所管内の体制強化を目的とし、母子保健推進協議会のテーマに関連した内容で5年ぶりに研修会を開催した。

表2－(2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
令和5年度母子保健従事者研修会	令和6年1月17日	67名 医師、保健師、 看護師、薬剤師、 保育士、教員、 養護教諭、 行政職員等	講演 「予防接種・感染症に関する最近の話題」 講師 神奈川県衛生研究所長 多屋 馨子 先生

### (3) 母子保健に関する連絡調整会議

表2－(3) 母子保健に関する連絡調整会議

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
実施なし	—	—

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第 25 条により医師から届出がなされた人工妊娠中絶実施報告に基づき、妊娠週別年齢階級別に届出数を計上した。届出数には管外在住者分も含まれている。

表 2- (4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	令和3 年度	令和4 年度	令和5年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 歳 以 上	不 詳
総 数	149	145	142	10	30	26	32	24	20	0	0	0
満7週以前	86	66	79	2	13	14	20	18	12	0	0	0
満8週～満11週	45	58	38	6	4	8	9	6	5	0	0	0
満12週～満15週	5	3	6	0	3	2	0	0	1	0	0	0
満16週～満19週	7	13	11	0	6	2	1	0	2	0	0	0
満20週～満21週	6	5	8	2	4	0	2	0	0	0	0	0
不 詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担軽減を図っていた。また平成 28 年より、助成対象範囲を年齢に応じた助成回数へと変更、男性不妊治療を新たな助成対象としていた。さらに令和 3 年 1 月 1 日以降に治療が終了したものから助成制度の拡充の対象となっていた。令和 4 年 4 月から特定不妊治療が保険適用になったことに伴い事業終了となったが、経過措置として令和 4 年 3 月 31 日以前に治療を開始し、令和 5 年 3 月 31 日までに終了した治療 1 回のみを助成対象とし、令和 5 年 5 月 31 日までが申請期間であったが、申請件数は 0 件であった。

表 2- (5) 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年度・市町村	件 数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
令和3年度	85	157	18	72	0	67
令和4年度	51	80	4	35	0	41
令和5年度	0	0	0	0	0	0

※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、( ) 内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。

(6) 不妊・不育相談事業

県では、不妊や不育に悩む夫婦等に、一般的な相談や検査・治療に関する情報提供、精神面での相談を不妊・不育オンライン相談で行っている。各保健所でも、随時、保健師が面接や電話等により相談支援を行っている。

その他、妊娠や不妊に関する正確な情報を提供していくことは重要であることから、不妊講演会を地域の実情に応じて開催している。令和5年度の実施はない。

表2－(6) 不妊講演会実施状況

開催年月日	内 容	対 象	参加者数
実施なし	—	—	—

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病児童等家庭の医療費の負担軽減を図る目的で、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の助成を行っている。

表2－(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度3月31日現在）（単位：件）

疾 患 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 数	162	149	137
1 悪 性 新 生 物	20	21	20
2 慢 性 腎 疾 患	10	10	9
3 慢 性 呼 吸 器 疾 患	7	5	4
4 慢 性 心 疾 患	25	21	17
5 内 分 泌 疾 患	43	38	33
6 膠 原 病	2	4	5
7 糖 尿 病	14	10	10
8 先 天 性 代 謝 異 常	2	2	3
9 血 液 疾 患	3	1	2
10 免 疫 疾 患	0	0	1
11 神 経 ・ 筋 疾 患	18	18	17
12 慢 性 消 化 器 疾 患	10	12	9
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	4	3	4
14 皮 膚 疾 患	2	2	1
15 骨 系 統 疾 患	1	1	1
16 脈 管 系 統 疾 患	1	1	1



(8) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病にかかっていることによって、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、児童福祉法第19条の22の規定により、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2－(8)－ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

名 称	実 施 年 月 日	参加人数・内訳	内 容
令和5年度小児慢性特定疾病児童等自立支援研修会	令和5年12月27日	29名 (患者家族8名、関係機関職員21名)	テーマ「移行期医療ってなに？」 講演① 「慢性疾患とともに大人になるあなたへ」 講師：千葉県移行期医療支援センター (千葉大学内) 湯口 梓 先生 (看護師) 講演② 「こどもからおとなへのみちのり～移行期医療支援センターの取組みについて～」 講師：千葉県移行期医療支援センター (千葉大学内) 江島 咲紀 先生 (医療ソーシャルワーカー)

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2－(8)－イ 療育相談指導内容

(単位：人)

内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相 談 者 数 ( 延 )	0	1	0
家 庭 看 護 指 導	0	0	0
食 事 ・ 栄 養 指 導	0	0	0
歯 科 保 健 指 導	0	0	0
福 祉 制 度 の 紹 介	0	0	0
精 神 的 支 援	0	0	0
学 校 と の 連 絡	0	0	0
家 族 会 等 の 紹 介	0	0	0
そ の 他	0	1	0

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2－(8)－ウ 訪問指導事業実施状況（疾患別）（単位：件）

疾患名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数	5	2	22
慢性心疾患	2	2	7
慢性呼吸器疾患	3	0	4
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0	0	4
先天性代謝異常	0	0	3
神経・筋疾患	0	0	2
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0	0	1
脈管系疾患	0	0	1

エ 窓口相談事業

表2－(8)－エ 相談内容（単位：人）

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談者数（延）	152	2	11
申請等	152	2	6
医療	0	0	0
家庭看護	0	0	3
福祉制度	0	0	1
就業	0	0	0
就学	0	0	0
食事・栄養	0	0	0
歯科	0	0	0
その他	0	0	1

オ 訪問相談員派遣事業

令和4年度より訪問相談員を委嘱し、事業を開始した。

表2－(8)－オ 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人数	回数	実人員	延人員
令和4年度	1	1	1	1
令和5年度	5	9	5	9

(9) 療育の給付制度

療育医療（児童福祉法第21条の9）は、結核で長期の療養を必要とする児童を指定医療機関に収容して医療給付を行うほか、学用品・日用品の給付を行うもので、令和5年度の申請者は0人だった。

(10) 思春期保健相談事業

思春期における心身の変化及び発達の理解と自己肯定感を高めることを目的に、健康教育を実施している。

表2-(10)-ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内 容
青少年に対するエイズ等感染症対策の充実に向けた情報交換会 (青少年に対するエイズ等感染症対策事業で開催)	令和5年7月18日	4名 養護教諭 (高等学校)	情報共有及び必要な支援等の検討

表2-(10)-イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	対象者・参加者数	内 容
実施なし	—	—	—

表2-(10)-ウ 思春期保健事業個別相談

名 称	開催回数	相談件数	対象者	内 容
実施なし	—	—	—	—

(11) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

平成31年4月24日に「旧優性保護法一時金支給法」が成立したことに基づき、優生手術を受けた者に対して一時金を支給している。令和5年度の実績はない。

表2-(11) 管内居住者からの相談及び請求受付件数 (保健所受付分)

年度	区分	請求受付件数	相談件数 (延べ)		
			電話等相談	来所相談	計
令和3年度		0	0	0	0
令和4年度		0	0	0	0
令和5年度		0	0	0	0

※ 一時金の支給に関する相談及び請求は、健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず県児童家庭課に受付・相談窓口を開設している。

(12) その他会議や連絡会等  
実施なし

(13) その他相談  
実施なし

### 3 成人・老人保健事業

がん対策事業として、松戸保健所と合同で各市町村のがん検診推進員の育成のための講習会を実施している。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の対応・感染拡大のため開催中止としたが、令和5年度は、再開した。

#### (1) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することによりがん検診の受診率の向上を図る。

表3－(1) がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
令和5年6月14日 令和5年7月1日～ 9月30日	31人	テーマ：「乳がんの早期発見・早期治療の大切さと知っておきたいこと」 講師：筑波大学医学医療系 乳腺内分泌外科学分野 准教授 坂東 裕子 医師 後日収録した動画を参加者各自が視聴した

### 4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう、性別・年齢やライフステージに応じた相談を行った。

#### (1) 健康相談事業

身体的・精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、保健師等が電話相談に応じた。

表4－(1) 健康相談実施状況（電話） (単位：件)

年度	区分		
	男	女	総数
令和3年度	2	9	11
令和4年度	1	3	4
令和5年度	2	4	6

## 5 総合的な自殺対策推進事業

自殺対策計画は、地域福祉計画に盛り込まれるため、地域福祉計画審議会に委員として参加した。併せて、パンフレットや冊子等を活用した自殺予防の啓発や相談窓口の周知を行っている。令和5年度の実施はない。

### (1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5－(1) 研修会の実施状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
実施なし	—	—	—

### (2) その他の会議等

表5－(2) 会議等の開催状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
実施なし	—	—	—

## 6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の関係者が連携し、それぞれが有する保健医療社会資源を相互活用し、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を目指し、地域特性に応じた健康支援体制の構築を図るため、平成19年度に事業を開始した。平成26年度からテーマは「食と健康」として活動していたが、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応のため活動を縮小した。令和4年度からは、「野田圏域在住者及び在勤者の生活習慣病の予防と健康寿命の延伸のために、地域保健と職域保健が健康づくりに関する情報共有・資源の相互活用に取り組み、健康づくりに関する基本的な4項目について持続可能な活動へつなげていく。」を基本目標に掲げ、新たにテーマを「健康づくり With (After) コロナ」としてSDGsの視点も入れながら事業を実施した。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が「感染症法の5類」に位置づけられたため、令和5年度には、テーマを「健康づくり After (With) コロナ」として事業を展開した。

表6－(1) 野田地域・職域連携推進協議会開催状況

開 催 年 月 日	参 加 数	主 な 内 容
令和5年6月29日	15人	(1) 令和4年度野田健康づくり協議会 実績報告 (2) 令和5年度野田健康づくり協議会計画の検討 協議会・作業部会について 健康づくりに関する啓発物について 健康講演会について 健康セミナーについて 中小事業所向け啓発について (3) その他

表6－(2) 野田地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和5年5月15日	14人	(1) 令和4年度野田健康づくり協議会 実績報告 (2) 令和5年度野田健康づくり協議会計画の検討 健康づくりに関する啓発物について 健康セミナーについて 健康講演会、中小事業所向け啓発について (3) その他
令和5年8月29日	15人	(1) 健康づくりに関する啓発物について (2) 中小事業所向け啓発について (3) その他 野田市健康・スポーツポイント事業の ポスター・台紙の配布

表6－(3) 共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
令和5年9月20日	健康講演会（柏労働基準協会野田支部と共催） 内容： 講話『職場における心の健康づくり ～労働者の心の健康の保持増進のための指針～』 講演『職場における健康診断結果の活用、生活習慣病対策について』 参加：49人
令和5年12月 ～令和6年2月	健康セミナー（YouTube） 内容： 講話『働く世代の食からはじめる健康づくり f』 視聴回数：51回
令和5年9月～10月	職場の健康づくりに関するアンケートの実施 対象：野田市内中小事業所 内容：事業所従業員の構成や健康づくりの取組について 回答数：18事業所
令和6年2月27日	職場の健康づくり講演会 対象：野田市内事業所従業員 内容： 講演『「会社の業績向上」と「従業員の活力向上」を二重どり！ 「健康経営」導入のススメ』 講話「健康経営は宝の山」 活用できる制度や取組の紹介 「有所見者への職場からのアプローチ」 「協会けんぽ千葉支部の取組紹介」 参加者：46人

令和6年3月～4月	<p>啓発物作成・配布</p> <p>啓発物：リーフレット1,022部</p> <p>啓発内容：</p> <p>職場の健康づくり講演会の配信</p> <p>いきいき新聞4記事（野田健康づくり協議会構成機関4機関が寄稿）</p> <p>野田健康づくり協議会の紹介</p>
令和6年3月21日	<p>野田圏域産業保健師・看護師情報交換会（管内保健師等業務連絡研究会）</p> <p>内容：</p> <p>1) 講演『産業保健看護職に求められる知識と活動の実際 ～地域職域連携から産業保健看護職の役割、現状の課題について』</p> <p>2) グループワーク</p> <p>3) まとめ</p> <p>参加：4機関 8名</p>
随時	<p>オンラインフィットネスプログラムの事業所活用の調整</p> <p>内容：</p> <p>東京理科大学考案のオンライン上で出来る自己の体力・筋力測定が出来るシステムを野田市内事業所が職場の健康づくりの一環として活用している。その調整作業を実施。</p>
随時	<p>野田市健康・スポーツポイント事業の周知活動</p> <p>野田市保健センターより、実施している事業の周知を働き盛り世代に周知したいと依頼があり、野田健康づくり協議会構成員が配布に協力した。</p> <p>ポスター 19部 台紙 3,225部</p>



## 7 栄養改善事業

地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善を目的に、野田市等関係機関との連携のもと生活習慣病の発生子防、望ましい食習慣の周知や食環境整備などに取り組んだ。

### (1) 健康増進（栄養・運動等）事業

健康づくり及び栄養・食生活の改善に関して、面接・電話等による個別指導、研修会等による集団指導を行った。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合型の研修会は実施しなかった。

表7－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	0	0	0	/	/	/	/	0	0	0	/	/	/	/	0
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	20歳以上 (妊産婦を除く)	10	7	0	0	0	0	0	0	532	0	0	0	0	1,700	0
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳幼児	0	0	0	/	/	/	/	0	0	0	/	/	/	/	0
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20歳以上 (妊産婦を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

参照（地域保健・健康増進事業報告作成要領）

ア 病態別個別指導

表7- (1) -ア 病態別個別指導状況

(単位:人)

種別 \ 区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	11	2	6	0	0	3
病態別運動指導	0	0	0	0	0	0

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7- (1) -イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
クローン病・潰瘍性大腸炎講演会&相談会	令和5年7月13日	患者 家族等	6人	1 講演「クローン病・潰瘍性大腸炎 ー治療と生活のことー」 講師 辻中病院柏の葉 消化器内科部長 IBDセンター長 竹内 健 氏 2 講演「クローン病・潰瘍性大腸炎 ー食生活で気を付けたいことー」 講師 辻中病院柏の葉 管理栄養士 佐藤 沙織 氏 3 相談会

ウ 地域における健康づくり推進事業

表7- (1) -ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
健康セミナー (YouTube)	令和5年12月25日 ～令和6年2月29日	市民、 在勤者等	10人 (28回)	動画配信「働く世代の「食」から はじめる健康づくり」 講師 Shoku-Story 代表 管理栄養士 米倉 れい子 氏

エ 国民(県民)健康・栄養調査

表7- (1) -エ 国民(県民)健康・栄養調査状況

調査名	調査地区(対象)	調査年月日・調査内容等
—	—	—

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7- (1) -オ- (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発(集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品 について		0 (0)	0 (0)	3 (0)	6 (0)	情報提供 (通知)
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	0	0	0	0	-
	特定保健用食品	0	0	0	0	-
	栄養機能食品	0	0	0	0	-
	機能性表示食品	0	0	0	0	-
	その他 ※	0	0	0	0	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		0	0	0	0	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		0	0	0	0	-

		県民への相談対応・普及啓発			
		相談 (個別)	普及啓発(集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品 について		0 (0)	1 (0)	3 (0)	学生実習
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	0	0	0	-
	特定保健用食品	0	0	0	-
	栄養機能食品	0	0	0	-
	機能性表示食品	0	0	0	-
	その他 ※	0	0	0	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		0	0	0	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		0	0	0	-

( ) 内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合 (特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表7- (1) -オ- (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分※	1 (0)	2 (0)
	機能性表示食品	0	0
	その他	0	0
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		0	0
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		0	0

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む ( ) 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7- (1) -オ- (ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数 (単位: 件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
0 (0)	(0)	(0)

( ) 内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7- (1) -カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
食生活相談 (面接・電話)	11	健康セミナー (YouTube)	1	10人 (28名)



イ 給食施設個別巡回指導

表7- (2) -イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
合計	80	34	30	13	19	11	21	6	10	4
指定 施設 ①	計	1			1					
	学校									
	病院	1			1					
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設									
	児童福祉施設									
	社会福祉施設									
	事業所									
	寄宿舍									
	矯正施設									
	自衛隊									
	一般給食センター									
その他										
300食 /回, 750食 /日以上 (指 定施設① を除く) ②	計	19	10	12	5	4	3	2	1	1
	学校	15	7	11	5	2	1	2	1	
	病院	2	2			2	2			
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設									
	児童福祉施設	1		1						
	社会福祉施設									
	事業所	1	1						1	1
	寄宿舍									
	矯正施設									
	自衛隊									
	一般給食センター									
その他										

		総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
				管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
				施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
100食 /回, 250食 /日以上 (① 、② を除く)	計	41	17	11	6	13	6	13	3	4	2
	学校	5		3	1			2			
	病院	4	4	1	1	3	3				
	介護老人保健施設	4	2	3	2	1					
	介護医療院										
	老人福祉施設	9	4	3	1	6	3				
	児童福祉施設	16	3	1	1	3		10	2	2	
	社会福祉施設										
	事業所	3	3					1	1	2	2
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他										
その 他の 給食 施設	計	19	6	7	2	1	1	6	2	5	1
	学校	1		1							
	病院										
	介護老人保健施設										
	介護医療院	1	1			1	1				
	老人福祉施設	4	2	3	2			1			
	児童福祉施設	8	1	2				4	1	2	
	社会福祉施設	3	1	1				1	1	1	
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
	その他	2	1							2	1

※施設に出向き個別指導した件数を記入する。

※管理栄養士・栄養士配置施設の記入については、「衛生行政報告例記入要領」を参照すること。

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7-（2）-ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届出数	1	2	20
指導数	0	2	14

エ 給食施設集団指導

表7-（2）-エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
給食施設従事者研修会 (YouTube)	令和5年9月1日 ～9月29日	給食施設管理者、従事者等	視聴回数 100回	講話「給食施設における衛生管理」 講師 野田健康福祉センター 食品衛生監視員
給食施設管理者・ 栄養士研修会 (Zoom)	令和5年11月10日	給食施設管理者・管理栄養士・栄養士等	23	講演「給食施設におけるBCP導入の 進め方ー福祉施設・病院等の 事例よりー」 講師 お茶の水女子大学 教授 須藤 紀子 氏

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7-（3）-ア 健康ちば協力店登録状況

令和5年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数	
1	0	0	1

表7-（3）-イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員
個別指導	-	5	-	0	0	-	0
集団指導	1	500	1	1	0	2	503
合計	-	505	1	1	0	2	503



(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7- (4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び 加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
実施なし	—	—	—	—

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7- (5) -ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
実施なし	—	—	—	—

表7- (5) -イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
管内栄養業務連絡会	1	5	情報交換等

(6) 調理師試験及び免許関係

表7- (6) 調理師試験及び免許取扱状況

(単位：名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和3年度	16	11	68.8	31	8	6
令和4年度	16	6	37.5	29	11	10
令和5年度	16	11	68.8	38	7	7

(7) その他 (各保健所の独自事業)

該当なし

## 8 歯科保健事業

千葉県歯・口腔保健計画を推進するために、リーフレット等を活用した歯・口腔の健康に関する知識の普及啓発を行っている。令和5年度の実施はない。

### (1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表8－(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし	－	－	－	－

### (2) その他（各保健所の独自事業）

表8－(2) その他（各保健所の独自事業）

名称	対象者	開催月日	内容	参加人員
実施なし	－	－	－	－

## 9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられている。法律に基づく入院事務等の業務の他に、精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問の際に、広域での連携や調整、あるいは専門性が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り、受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発などの地域精神保健福祉活動を実施した。

### (1) 管内病院からの届出等の状況

精神科病院が3施設ある。また精神科デイケアが2ヶ所の精神科病院で開設されている。

表9－(1) 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護 入院者の 入院届	応急入院 届	医療保護 入院者の 退院届	措置症状 消 退 届	措置入院 者の定期 病状報告 書	医療保護 入院者の 定期病状 報告書	そ の 他
令和3年度	311	—	307	10	3	316	1
令和4年度	313	—	336	6	2	307	—
令和5年度	305	—	300	11	0	301	—

※ その他は、転院許可申請0件、仮退院申請0件、再入院届0件の合計

(2) 措置入院関係

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第22条から法第26条の3の規定による申請、通報、届出等について、必要に応じ精神保健指定医による診察を実施し、精神障害による自傷他害のおそれがあると診断された者については、指定病院まで移送し、入院措置をする等、緊急かつ優先的に対応を行っている。

表9-(2)-ア 申請・通報・届出及び移送処理状況 (単位：件)

処 理 申請通報等の別	申請・通報 届出件数	診察の 必要が ないと 認めた 者	法第27条の診察を 受けた者			法第29条の2の診察を 受けた者			法第29条の2の2の 移送業務		
			法第29 条該当 症状の 者	その他 の入院 形態	通院・ その他	法第29 条の2 該当症 状の者	その他 の入院 形態	通院・ その他	1次 移送	2次 移送	3次 移送
令和3年度	19	4	13	0	2	7	0	0	0	0	3
令和4年度	13	2	10	0	0	3	0	1	0	0	3
令和5年度	24	4	19	1	0	6	0	0	0	0	5
法第22条 一般人からの申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第23条 警察官からの通報	12	0	11	1	0	6	0	0	0	0	5
法第24条 検察官からの通報	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0
法第25条 保護観察所の長から の通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条 矯正施設の長からの 通報	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の2 精神科病院管理者か らの届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の3 医療観察法に基づく 指定医療機関管理者 及び保護観察所長か らの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第27条第2項 申請通報に基づかな い診察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第29条の2該当症状の者」は、原則として法第27条の診察を受けた者の内数

3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

表9－(2)－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

年度 結果	病名	総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他
					認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 醒 剤	そ の 他							
					F0		F1									
					F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15								
令和3年度		15	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
令和4年度		11	6	3	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
令和5年度		20	13	5	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
診察 実施	要措置	19	13	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不要措置	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 0名

2 緊急措置入院中に措置解除となった者 0名

3 その他には病名不詳を含む。

4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表9－(2)－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和6年3月31日現在）（単位：人）

入院期間 年度	総数	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和3年度	—	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—	—
令和5年度	4	4	—	—	—

表9－(2)－エ 申請・通報・届出関係の相談等

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延 回 数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	2	1	1	—	—	2	—	—	—	4
訪問	18	13	5	—	—	7	9	2	—	34
電話	22	16	6	—	—	9	10	3	—	225

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障が認められるものの、本人の治療同意が得られない場合、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、医療保護入院させるために知事の権限で応急指定病院に移送することができる。

表9－（3）医療保護入院のための移送処理状況

（単位：件）

年度 \ 区分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和3年度	—	—	—
令和4年度	—	—	—
令和5年度	—	—	—

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神疾患とその治療、ストレスをはじめとする心の健康に関する相談、必要に応じた訪問活動を行っている。また、精神科嘱託医師による定例相談を月2回実施している。この他、精神保健福祉相談員等の保健所職員による相談（面接・電話）、訪問支援を随時実施している。

表9－（4）－ア 精神科医師による定例相談

実施日	時間	場所
毎月 第2 金曜日	14：00～16：00	保健所（健康福祉センター）
毎月 第4 金曜日	14：00～16：00	

表9－(4)－イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和3年度	52	24	28	—	5	14	25	8	—	236
令和4年度	53	25	27	1	2	22	19	10	—	127
令和5年度	65	35	30	—	7	19	27	12	—	117
野田市	62	34	28	—	7	18	25	12	—	114
管外・不明	3	1	2	—	—	1	2	—	—	3
相談	35	18	17	—	4	12	12	7	—	55
訪問	30	17	13	—	3	7	15	5	—	62

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

3 通報は、計上しない。

表9－(4)－ウ 電話・メール相談延べ件数

(単位：件)

性 区分	性			
	計	男性	女性	不明
電話	977	544	421	12
メール	1	1	0	0

表9－(4)－エ 相談の種別 (延べ数)

(単位：件)

区分	病名	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
			診療に関すること	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚醒剤	その他の中毒							
令和3年度		275	163	23	30	38	1	0	0	0	0	3	5	11	0	1
令和4年度		144	86	7	24	20	3	0	0	0	0	0	1	1	0	2
令和5年度		155	97	9	12	16	7	1	0	0	0	0	9	3	0	1
相談	計	59	28	6	6	6	6	1	0	0	0	0	3	2	0	1
	男	31	14	2	4	3	3	0	0	0	0	0	3	1	0	1
	女	28	14	4	2	3	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	計	96	69	3	6	10	1	0	0	0	0	0	6	1	0	0
	男	56	37	2	5	7	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0
	女	40	32	1	1	3	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 通報も計上する。

表9－(4)－オ 援助の内容 (延べ数)

(単位：件)

種別年度	総数	医学的指導	受療援助	生活指導 生活支援	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和3年度	481	4	94	43	8	62	181	89
令和4年度	258	15	35	33	2	35	79	59
令和5年度	259	16	61	16	5	17	81	63

※ 援助内容は重複あり

表9－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数

(単位：件)

	支援計画対象者	相談対応件数		
		本人同意あり	会議開催数	計画に基づく支援者
野田市	16	1	0	0



(5) 精神障害者社会復帰関係

会議への参加等を通じて、精神障害者の適正な医療の確保や障害福祉サービスの提供について関係機関と連携をした。

(6) 地域精神保健福祉関係

千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、野田圏域の受託事業所と連携し、地域の課題やニーズの整理を行うとともに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営に協力した。

表9－(6)－ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数(人)	対象者等
実施なし	—	—	—

表9－(6)－イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内容
		実件数 (件)	延件数 (件)	
実施なし	—	—	—	—

表9－(6)－ウ 組織育成・運営支援 (単位：件)

種別 区分	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
支援延件数	—	—	—	1

(7) 心神喪失者等医療観察法関係

心神喪失又は心神耗弱（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度である。実施主体は保護観察所である。会議に出席し地域処遇の検討に加わる他、自宅や通所先等への訪問支援を行っている。

表9－(7) 医療観察法に係る会議への参加 (単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	—	—	—

※ 平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。

※ 「その他」は、CPA会議(Care Programme Approachの略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

## 10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充された。なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

表10-（1）肝炎治療特別促進事業受給者状況（単位：人）

年度 \ 治療	核酸アナログ製剤	インターフェロン	インターフェロンフリー
令和3年度	65	0	18
令和4年度	81	0	11
令和5年度	70	0	13

## 11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和3年4月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化。入院または外来、過去12ヶ月で高額療養費限度額を超えた3ヶ月目から助成対象となる。

表11-（1）肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況（単位：人）

年度 \ 治療	肝がん	重度肝硬変	総数
令和3年度	4	0	4
令和4年度	2	0	2
令和5年度	4	0	4

## 1 2 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の56疾患（特定疾患）から法制化後に徐々に拡大し、338疾患（指定難病）となっている。

なお、スモン等、法制化されなかった5疾患についても、治療が極めて困難であり、かつ、その治療費も高額であることから、引き続き、特定疾患治療研究実施要綱に基づき医療費の負担軽減を図っている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 2 - ( 1 ) 特定疾患治療研究費受給者状況 (単位：件)

疾 患 名	年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
総 数		2	2	2
スモン		2	2	2

表 1 2 - ( 2 ) 指定難病医療費助成制度受給者状況 ( 単位 : 件 )

疾患名		年度・市町村別		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総 数		1,226	1,247	1,331
1	球脊髄性筋萎縮症	1	2	2
2	筋萎縮性側索硬化症	11	12	13
3	脊髄性筋萎縮症	1	1	1
5	進行性核上性麻痺	8	6	8
6	パーキンソン病	122	125	132
7	大脳皮質基底核変性症	4	4	6
8	ハンチントン病	1	1	1
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	2	2
11	重症筋無力症	31	32	36
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	23	23	24
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	4	7	6
16	クロー・深瀬症候群	2	2	2
17	多系統萎縮症	16	15	13
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	37	39	34
19	ライソゾーム病	1	1	1
20	副腎白質ジストロフィー	1	1	1
22	もやもや病	9	7	10
28	全身性アミロイドーシス	4	6	7
34	神経線維腫症	3	2	2
35	天疱瘡	12	13	14
36	表皮水疱症	1	1	1
37	膿疱性乾癬(汎発型)	1	2	2
40	高安動脈炎	4	5	5
41	巨細胞性動脈炎	1	1	3
42	結節性多発動脈炎	5	3	3
43	顕微鏡的多発血管炎	14	13	15
44	多発血管炎性肉芽腫症	2	2	2
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	5	7	8
46	悪性関節リウマチ	8	7	10
47	バージャー病	2	2	2

49	全身性エリテマトーデス	86	83	85
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	27	30	31
51	全身性強皮症	37	35	34
52	混合性結合組織病	4	4	4
53	シェーグレン症候群	25	28	34
54	成人発症スチル病	9	8	9
55	再発性多発軟骨炎	1	1	1
56	ベーチェット病	22	23	23
57	特発性拡張型心筋症	25	22	22
58	肥大型心筋症	5	6	6
59	拘束型心筋症	1	1	1
60	再生不良性貧血	13	12	13
61	自己免疫性溶血性貧血	0	0	3
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	6	6	6
63	特発性血小板減少性紫斑病	17	13	14
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	1	1
65	原発性免疫不全症候群	2	2	3
66	IgA 腎症	10	9	11
67	多発性嚢胞腎	16	18	19
68	黄色靱帯骨化症	8	7	11
69	後縦靱帯骨化症	42	51	51
70	広範脊柱管狭窄症	2	2	3
71	特発性大腿骨頭壊死症	25	26	27
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	4	4	1
75	クッシング病	1	1	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	5	5
78	下垂体前葉機能低下症	20	20	21
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	2	2	1
84	サルコイドーシス	16	15	13
85	特発性間質性肺炎	27	20	25
86	肺動脈性肺高血圧症	10	8	8
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	7	6	5
90	網膜色素変性症	49	48	45
92	特発性門脈圧亢進症	1	1	1
93	原発性胆汁性胆管炎	22	22	20
94	原発性硬化性胆管炎	1	1	2

95	自己免疫性肝炎	11	10	9
96	クローン病	54	57	61
97	潰瘍性大腸炎	190	193	207
98	好酸球性消化管疾患	0	0	1
107	若年性特発性関節炎	0	0	1
109	非典型溶血性尿毒症症候群	0	1	1
111	先天性ミオパチー	1	1	1
113	筋ジストロフィー	2	3	3
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0	1	1
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	2	1	1
127	前頭側頭葉変性症	1	1	2
138	神経細胞移動異常症	0	1	1
156	レット症候群	1	1	1
158	結節性硬化症	2	2	3
161	家族性良性慢性天疱瘡	1	1	1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	3	5	3
167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	2	3	3
168	エーラス・ダンロス症候群	2	2	2
171	ウィルソン病	0	1	1
208	修正大血管転位症	0	0	1
210	単心室症	0	0	1
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1	2	3
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	2	2	2
215	ファロー四徴症	0	0	2
216	両大血管右室起始症	0	0	1
220	急速進行性糸球体腎炎	2	3	4
221	抗糸球体基底膜腎炎	2	1	2
222	一次性ネフローゼ症候群	11	12	17
224	紫斑病性腎炎	0	2	2
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	0	0	1
227	オスラー病	1	0	1
236	偽性副甲状腺機能低下症	1	1	1
240	フェニルケトン尿症	3	3	3
247	イソ吉草酸血症	1	0	1
266	家族性地中海熱	2	2	2
271	強直性脊椎炎	9	12	11

283	後天性赤芽球癆	1	2	1
296	胆道閉鎖症	1	1	1
300	IgG4関連疾患	4	4	4
301	黄斑ジストロフィー	2	2	2
306	好酸球性副鼻腔炎	20	24	36
331	特発性多中心性キャスルマン病	3	3	3

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位:人)

年度	総数
令和3年度	9
令和4年度	9
令和5年度	10

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(4)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専 門 医	家 庭 医	看 護 師	理 学 療 法 士	保 健 師	そ の 他
令和3年度	11	6	—	—	13	3	33	28
令和4年度	6	8	—	—	—	—	3	5
令和5年度	2	5	—	—	15	2	11	15

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(4)-イ-(ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和3年度	5	19	11	19
令和4年度	6	11	9	11
令和5年度	5	14	10	14

## (イ) 訪問相談員育成事業

## 12-(4)-イ (イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	実施日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和3年度	12月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病事例における障害サービスの活用</li> <li>・障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例について</li> </ul>	福祉施設職員 広域専門相談員 福祉施設職員 精神保健福祉士 福祉事務担当	11
	3月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者に利用できる障害福祉サービスについて</li> <li>・障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例について</li> </ul>	介護支援専門員 市役所職員 広域専門相談員 福祉事務担当	58
令和4年度	10月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症 ～感染症対策の基本に戻る～</li> <li>・新型コロナウイルス感染症 ～現在までの状況と得られた知識について～</li> <li>・高齢者福祉施設における感染対策 ～あらためて確認と実践～</li> </ul>	介護支援専門員 介護士・ 生活相談員 薬剤師・栄養士 獣医師・看護師 保健師	53
	2月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定難病患者への医療費助成について</li> <li>・難病患者が利用可能な福祉制度について</li> </ul>	保健師 看護師 市役所職員	11
令和5年度	5月30日	訪問時の感染対策について	難病訪問相談員	5
	11月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション機器の基礎知識と導入支援についての講演</li> <li>・コミュニケーション機器の実践</li> </ul>	難病訪問相談員 介護支援専門員 理学療法士、 言語聴覚士、 作業療法士、 相談支援専門員	15



ウ 医療相談事業

表12-(4)-ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
令和3年度	—	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—	—
令和5年度	6	野田保健所	クローン病、 潰瘍性大腸炎	・治療と生活のことについて ・食生活で気をつけたいことについて	2

エ 訪問指導事業

表12-(4)-エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位：件)

疾患名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数	7	2	40
筋萎縮性側索硬化症	7	2	32
多系統萎縮症	—	—	8
パーキンソン病	—	—	—
脊髄小脳変性症	—	—	—
進行性核上麻痺	—	—	—
下垂体前葉機能低下症	—	—	—
大脳皮質基底核変性症	—	—	—
スモン	—	—	—
前頭葉側頭葉変性症	—	—	—
後韌帯骨化症	—	—	—

オ 訪問診療等事業

表 12 - (4) - オ 訪問診療等事業実施状況 (単位：人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表 1 2 - ( 4 ) - カ 相談内容

(単位：人)

内 容	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相 談 者 数 ( 延 )	131	184	31
申 請 等	125	181	11
医 療	—	3	8
家 庭 看 護	—	—	5
福 祉 制 度	6	—	3
就 労	—	—	—
就 学	—	—	—
食 事 ・ 栄 養	—	—	—
歯 科	—	—	—
そ の 他	—	—	4

キ 難病対策地域協議会

表 1 2 - ( 4 ) - キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員（職種）	延人数	内 容
実施なし	—	—	—	—

### 13 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人々が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施する。

表13-(1)-ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和3年度	3	—	2	—	—	1
令和4年度	9	—	9	—	—	—
令和5年度	1	—	1	—	—	—

表13-(1)-イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和3年度	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—

#### 14 市町村支援

野田市からの委嘱等を受け協議会及び委員会等に、広域的・専門的な立場で参加した。

##### (1) 市町村への支援状況

表 14 - (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡				技術的支援		
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ	事 業 名	回 数	職 種
野 田 市	野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会	4	課	老人福祉計画及び介護保険事業計画等について	-	-	-
	野田市地域福祉計画審議会	1	課	地域住民・関係機関・行政等がお互いに地域社会の構成員として地域福祉を推進する	-	-	-
	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	1	課	日中サービス支援型共生活援助事業者の実施状況に係る報告・評価各専門部会からの報告について 第4次野田市障がい者基本計画策定に係る意見調書について	-	-	-
	専門部会（こども部会）	2	保	ライフサポートファイルの作成・配布について	-	-	-
	専門部会（医療的ケア児部会）	2	保	医療的ケア児者に係るアンケートの集計結果について 市外医療的ケア対応施設との連携について	-	-	-
	専門部会（相談支援部会）	2	精	事例検討	-	-	-
	野田市人権施策推進協議会	2	課	人権問題に関する施策の総合的かつ効果的な推進について必要な事項を調査・審議	-	-	-
	野田市特別支援教育連携協議会	1	課	障害のある幼児・児童生徒に対する支援体制の整備の促進を図る	-	-	-
	野田市ドメスティックバイオレンス対策連絡協議会	1	課	令和5年度の活動実績 令和6年度の活動計画	-	-	-
	野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会	1	課	高齢者虐待対応状況について	-	-	-
	野田市保健医療問題審議会	1	医	野田市健康づくり推進計画21（第3次）の期間延長について	-	-	-

\*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

## 15 福祉関係事業

### (1) 民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、地域社会の福祉増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っている。市の区域に配置されている委員の委嘱事務及び活動費、交付金事務に関する業務を行っている。

表1－(1) 民生委員・児童委員配置状況（令和6年3月31日現在）（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和3年度	206	187	16	203	87	116
令和4年度	206	185	15	200	84	116
令和5年度	206	185	16	201	82	119

(2) 児童福祉

「児童福祉法」に基づき児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨とし、父また母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に手当支給する。また、家庭で監護されている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父若しくは母、又は養育者に対して手当を支給している。

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子・父子家庭等の経済的自立とその児童（子）の福祉向上を図るため、母子・父子自立支援員が相談指導に当たるとともに、資金の貸付を行っている。

ア 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親、または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安全と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

児童扶養手当認定事務は平成14年8月に市へ移譲されている。

イ 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は養育者に対して特別児童扶養手当の認定及び支給を行った。

表1－(2)－イ 特別児童扶養手当受給状況 (単位：人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
令和3年度	259	31	19	89	131	2	—	122	150
令和4年度	245	27	13	87	129	2	—	116	142
令和5年度	237	26	17	88	117	1	—	115	134

(注)1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。平成 27 年 8 月から父子家庭も貸付の対象となったが、当保健所では母子家庭への貸付のみで、父子家庭、寡婦家庭の貸付は申請がない。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 1 - (3) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況 (単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
令和 3 年度	—	—	7,008	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 4 年度	—	—	2,400	—	—	—	—	—	—	—	590	—
令和 5 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



(4) 高齢者福祉

千葉県毎月常住人口調査（令和5年4月1日現在）によれば、野田市の65歳以上人口は47,796名（31.1%）となっており、高齢化が進展している。

満百歳者に対し、祝品等の贈呈事業や公的年金を受給していない老人福祉施設入所者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し、社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈した。

表1-(4)-ア 百歳者 (単位：人)

区分 市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和3年度	50	9	41
令和4年度	41	4	37
令和5年度	42	5	37

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で公的年金等を受給していない人に対し、法外援護給付金を支給する事務を行った。

表1-(4)-イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和3年度	9	352,500
令和4年度	5	282,000
令和5年度	6	333,700

(5) 障害者福祉

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（以下「障害者条例」という。）」に基づき、平成19年から健康福祉センターの所管区域ごとに広域専門指導員が知事から委嘱されている。障害のある人への差別に関する相談、個別の事案解決を図るとともに、障害のある人に対する理解を広げるための周知活動を行っている。

障害者の福祉の推進を図るため、市が行う在宅重度障害者等の手当の給付に対して市へ補助金を交付するとともに、在宅の重度身体障害児・者の日常生活用具の取付費の補助金を交付している。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に市が行う手当の給付に対して補助金を交付した。

表1－(5)－ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
市町村				
令和3年度	154	7,439,000	—	—
令和4年度	154	7,322,225	—	—
令和5年度	147	7,547,125	—	—

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度知的障害児・者に対し、日常生活用具の取材に必要な経費を助成した。

表1－(5)－イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数(件)	内 容	補助金(円)
令和3年度	2	移動又は移乗支援用具	20,288
令和4年度	4	移動又移乗支援用具・入浴補助用具	91,550
令和5年度	5	移動又移乗支援用具・火災報知器・自動消火器	67,788

ウ 障害者差別相談事業

障害者条例に基づき広域専門指導員が障害のある人への差別に関する相談に応じているほか、県民に対する条例周知や啓発活動をしている。

表 1 - (5) - ウ 障害者差別相談状況 (単位：件)

区 分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談			
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
令和 3 年度	1	7	5	-	-	2	-	-	-	-	1	98
令和 4 年度	2	4	3	-	-	1	-	-	-	-	13	87
令和 5 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	223

エ 地域相談員の委嘱

知事に委嘱された地域相談員は福祉、雇用、教育など様々な分野に関して地域の身近な窓口として相談に応じている。

表 1 - (5) - エ 地域相談員委嘱状況 (単位：人)

区分 市町村	身体障害者相談員	知的障害者相談員	その他相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和 3 年度	6	4	7	17	8	9
令和 4 年度	7	4	7	18	8	10
令和 5 年度	7	4	3	14	7	7

オ 地域相談員等研修会

障害者条例に基づき、地域相談員を設置しており、地域相談員の活動が円滑に実施できるよう、知識と理解を深めることを目的に研修会を開催した。

表 1 - ( 5 ) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内 容
令和 6 年 2 月 1 日	8 名	障害者条例に基づく、障害者差別解消の取り組みについて

(6) 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、当センターは配偶者暴力相談支援センターに指定され、DV 相談員が配偶者（婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表1－(6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位：件)

区 分 年 度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和3年度	32	12	0	12	1	1	0	1	31	11	0	11	0	0	0	0
令和4年度	34	8	0	7	5	2	0	2	29	6	0	5	0	0	0	0
令和5年度	35	10	0	7	5	3	0	3	30	7	0	4	0	0	0	0
区 分 年 度	書面提出 件数	通報件数		来所相談 証明書 発行件数	交際相手からの暴力 相談件数											
		総数	通報		総数	通報										
令和3年度	0	2		1	0	0										
令和4年度	0	1		1	0	0										
令和5年度	0	0		1	0	0										

(7) 戦傷病者の援護

「戦傷病者特別援護法」に基づき、戦傷病者手帳の交付を受けた戦病者に対し、補装具の交付券・修理券の交付事務や乗車引換券の変更事務を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳所持者からの請求により、補装具の給付、医療券の交付及び JR 乗車券の引換証（変更）の交付を行っている。令和 5 年度の実施はない。

表 1 - (7) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況 (単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交 付
令和 3 年度	2	—	—	—
令和 4 年度	1	—	—	—
令和 5 年度	1	—	—	—

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦傷病者又は戦没者遺族の援護のため相談、指導、助言等を行うことを厚生労働大臣から委託されている。

表 1 - (7) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況 (単位：人)

市町村	野田市	合計
戦没者遺族相談員	1	1
戦傷病者相談員	0	0

(8) 児童手当事務指導監査

「市町村における児童手当事務の指導監査の実施について」（昭和47年4月20日児発第244号厚生労働省児童家庭局長通知）に基づき、令和4年度に監査を実施した。2年に1回の実施のため、今回は令和6年度実施予定。

表1-(8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和3年度	令和4年度	令和5年度
野田市	-	実施	-

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議

平成16年10月から社会福祉法人「いのちの会」が県からの委託を受け、「中核地域生活支援センターのだネット」の活動をしている。連絡調整会議では「野田圏域中核地域生活支援センター連絡調整会議運営要綱」に基づき委員を招聘するにあたっての助言、委員として連絡調整会議への出席をしている。

表1-(9)-ア 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	令和6年2月8日
場所	野田市福祉総合福祉会館
内容	各事業所の実績報告（中核地域生活支援センター、野田市障がい者基幹相談支援センター、野田市パーソナルサポートセンター、野田市重層的支援体制整備事業移行準備事業所）
構成員・参加者人数	23人

